

## 全国老人保健施設連盟会費規程

平成 13 年 2 月 7 日	制 定
平成 26 年 11 月 14 日	一部改正
平成 27 年 10 月 6 日	一部改正
平成 29 年 2 月 23 日	一部改正
平成 29 年 8 月 1 日	一部改正
令和 7 年 12 月 2 日	一部改正

第1条 この規程は、全国老人保健施設連盟（以下「連盟」という。）規約第6条の規程に基づき、会員が連盟に納付する会費の額を定めることを目的とする。

第2条 会費は、特別会員は1口年額10万円、協力正会員は1口年額1万円、一般会員は1口年額500円とする。

- 2 一般会員の会費は、同一の法人若しくは施設に所属する特別会員又は協力正会員が一括して納付することができる。
- 3 本連盟は、常任執行委員会の承認を経て、都道府県支部に対し、その支部に所属する会員から前年度に納付されたすべての会費の1/2に相当する額を政治活動費として交付する。
- 4 都道府県において新たに支部を設立し、政治活動費の交付を受けようとする場合は、その支部設立について、常任執行委員会に届け出て、その承認を得るものとする。
- 5 交付金を受けた支部は、管轄の都道府県選挙管理委員会に収支報告書を提出する都度、連盟宛に、その写しとともに当該年度の活動報告を提出しなければならない。
- 6 都道府県支部に対する交付金は、年1回、4月1日に別に定める方法によって交付するものとし、分割、仮払い等は行わないこととする。

第3条 前条に関わらず、外部有識者会員の会費は、これを免除することができる。

第4条 会費算定の期日は、当該年の1月1日現在とする。

第5条 会費の納期は、原則として毎年3月末日とする。

第6条 会費の徴収に関し必要な事項は、執行委員会の議決を経て、委員長が定める。

第7条 この規定を変更するときは、執行委員会の議決を経て、大会の承認を得なければならない。

附則

1. この規程は、平成 13 年 2 月 7 日から施行する。

附則

1. この規程は、平成 26 年 11 月 14 日より施行する。
2. 平成 26 年 11 月 14 日～12 月末日までに入会した者に限り、平成 27 年度の会費は免除する。

附則

1. この規程は、平成 28 年 1 月 1 日より施行する。

附則

1. この規程は、平成 29 年 2 月 23 日より施行する。

附則

1. この規程は、平成 29 年 8 月 1 日より施行する。

附則

1. この規程は、令和 7 年 12 月 2 日より施行する。